旧試験科目	新試験科目
地球工学	理工Ⅰ（工学）
機械工学	理工Ⅰ（工学）
物理工学	理工Ⅱ（数学・物理）
情報通信工学	理工Ⅴ（情報）
応用化学	理工Ⅲ（化学）
バイオテクノロジー	理工Ⅳ（生物）
弁理士の業務に関する法律	法律（弁理士の業務に関する法律）

告　示

○財務省告示第二百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年八月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣　伊吹　文明

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第四百三十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆三千十億二千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で九百八十九億二千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　一兆二千九百三十三億八千百九十一万二千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　九百八十三億三千九百三十三万九千六百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十年八月二十日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円四十一銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円四十一銭三厘

十二　募入平均価格　額面金額百円につき九十九円四十一銭三厘

十三　償還期限　平成二十一年八月二十日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元金支払場所　日本銀行

十六　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成二十年八月二十日

○財務省告示第二百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣　伊吹　文明

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百七十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆五千四百七十七億円

ロ　非競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆二千六百七十七億二千四十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千七百九十九億七千九百五十五万円

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百二十五億七千五百万円